

静岡県告示第727号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のように狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定したので告示する。

令和2年10月30日

静岡県知事 川勝平太

1 東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

(1) 区域

掛川市から御前崎市に至る県道掛川浜岡線にかかる橋梁山口橋を起点とし、同線を北西に進み、市道成滝本通り線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、国道1号線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、県道日坂八坂線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、掛川市と島田市との境界地点に至り、同地点より同境界を南西に進み、東名高速道路との交点に至り、同地点より東名高速道路に沿って北西に進み、市道旧南郷五百済線2号との交点に至り、同地点より同線を北西に進み、市道杉谷成滝線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道満水神代地川線との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道田島3号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、県道掛川浜岡線との交点に至り、同地点より同線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

(2) 捕獲禁止鳥獣名

イノシシ・ニホンジカを除く狩猟鳥獣

(3) 面積

1,350ヘクタール

(4) 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで

2 西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

(1) 区域

県道菊川停車場伊達方線と市道宮前西方線との交点を起点として、市道宮前西方線を西進し、主要地方道掛川浜岡線との交点に至り、同地点から同線を西進し、掛川市境（後山トンネル）に至り、同地点から同市境を北東に進み、市道土代柳沢線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道奥山本線との交点に至り、同地点から同線を南西に進み、市道公文名富田線を経て県道菊川停車場伊達方線との交点に至り、同地点から同線を南下し起点に至る一円の区域

(2) 捕獲禁止鳥獣名

イノシシ・ニホンジカを除く狩猟鳥獣

(3) 面積

193ヘクタール

(4) 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで

3 小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

(1) 区域

県道磐田掛川線の袋井市と掛川市の市境を起点とし、市境を南進し岡崎奥三沢線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道近江ヶ谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し二級河川小笠沢川左岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防を東進し市道菩提1号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し県道袋井小笠線との交点に至り、同地点から同県道を北西に進み市道北谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、県道磐田掛川線との交点に至り、同地点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 捕獲禁止鳥獣名

イノシシ・ニホンジカを除く狩猟鳥獣

(3) 面積

888ヘクタール

(4) 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで